

総務文教常任委員会所管事務調査報告書

第1 調査事項

子ども交流センターの運営について

第2 調査期日及び場所

平成28年 4月13日 子ども交流センター・委員会室
7月 6日 南幌町・上富良野町
9月 9日 委員会室
10月25日 委員会室

第3 出席者

委員長 加藤 宏一
副委員長 飯島 勝
委員 和田 鶴三、秋間 紘一、細井 文次、河口 和吉
教育課 課長 辻 亨、社会教育担当主査 橋本 洋介
議会事務局 事務局長 寺田和也、総務係長 藤内 和三

第4 調査の経過

委員会は、今年度より新たな施設で学童保育と新事業の放課後子ども教室及び一般開放を行っている「子ども交流センターの運営について」を調査事項とし、活動状況や運営等の調査を行った。また、早期から学童保育と放課後子ども教室を一体的に運営するなど、先進的な取り組みをしている南幌町及び上富良野町に赴き調査を実施した。

第5 概要

土幌学童保育所は、土幌小学校の余裕教室を使用していたが、特別支援学級の増加や北中音更小学校の廃校に伴う児童数の増加により、教室の確保が困難となることから、平成27年度に新たな施設として「子ども交流センター」を建設し、平成28年度4月より学童保育に関する業務を子ども課から教育委員会に移行した。

併せて、文部科学省が平成19年より全国の市町村が実施主体となり、放課後や週末等の子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、子どもたちの様々な活動を行う機会を提供する「放課後子供教室推進事業（放課後子供プラン）」を推進、平成27年4月に改正された国の「児童福祉法」により、本町も子ども交流センター内で、学童保育所（厚生労働省）と新たな事業として放課後子ども教室（文部科学省）及び一般開放利用の機能を併せ持った事業を行っている。

[子ども交流センター]

1 放課後児童健全育成事業（土幌学童保育所）

（1）対象者

- ①土幌小学校の児童で、保護者（祖父母兄、姉を含む）が昼間家庭にいない保育が受けられない児童
- ②週のうち数日保護者のパート就労等で保育が受けられない児童（学童入所申請書において、指定した曜日のみ利用が原則となる）
- ③保護者のパート就労等で学校長期休業日等のみ（春、夏、冬休み等）保育が受けられない児童

（2）入所期間

- ①通年は、4月1日から翌年3月31日
- ②期間入所は、1ヵ月以上の期間を指定して入所する場合

（3）開設時間

- ①学校登校日は、下校時～午後6時30分
- ②学校休業日は、午前8時～午後6時30分

（4）休所日

- ①第2、4、5土曜日・日曜日・祝祭日。
- ②年末年始（12月31日から翌年1月5日）
- ③その他（悪天候やインフルエンザ等による臨時休校日等）

（5）保護者の負担

- ①月額1,500円（世帯の所得等によっては減免制度がある）
- ②月の途中で入退所で、入所期間が開設日の2分の1に満たない場合は、月額2分の1を納入

（6）指導員数

- ①通常は3人配置
- ②放課後子供教室等の開催で施設利用者数が増加する場合は、指導員の増員や教育委員会職員を配置して対応

（7）学童保育入所者数（平成28年3月末での申込数）

学年	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
人数	24	16	17	8	3	0	58

2 放課後子ども教室

（1）対象者

- ①土幌小学校の児童で学童保育所及び一般開放利用登録をした児童

（2）開設日及び開設時間

- ①月2回程度実施（水曜日 午後3時～午後4時）

(3) 事業内容

- ①英語教室（教育委員会ALTが講師）
- ②ものづくり教室（指導員が講師）
- ③ダンス教室（外部に講師を依頼）

(3) 保護者の負担

- ①製作等で材料費等が生じる場合は、実費を負担

(4) 指導員数

- ①通常は1人配置
- ②参加者数により、指導員の増員や教育委員会職員を配置して対応

(5) 放課後子ども教室登録者数（平成28年3月末での申込数）

学年	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
人数	10	12	17	13	8	9	69

3 一般開放利用

(1) 対象者

- ①利用登録した児童

(2) 利用方法

- ①入退館は、自由で交流広場が利用でき、状況によっては遊技場を利用することができる
- ②学校登校日は、放課後一度帰宅した後において利用する。ただし、スクールバス及び徒歩での帰宅が困難で保護者の迎えで下校する児童は、直接来館することができる
- ③学校休業日は、開館時間中に利用できる

(2) 開館時間

- ①4月1日から10月31日まで、午前9時から午後5時まで
- ②11月1日から翌年3月31日まで、午前9時から午後4時まで

(3) 休館日

- ①土曜日・日曜日・祝祭日
- ②年末年始（12月31日から翌年1月5日）

4 安全管理について

- ①施設内でのけが等に対応するため、学童保育所児童は利用料を納入いただき保険に加入
- ②一般開放利用の児童は年額400円の保険に加入することが原則

5 運営について

- ①土幌町子ども交流センター事業の運営については、中土幌社会福祉法人温真会に委託

管外行政視察（南幌町、7月6日）

南幌町は、少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化及び家庭や地域の子育て機能・教育力の低下など、子どもを取り巻く環境の変化に踏まえ、放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、次世代を担う児童の健全育成を目的として、放課後子ども教室推進事業（放課後子供教室）及び放課後児童健全事業（学童保育）を放課後子どもプラン推進事業として実施している。

〔放課後児童健全事業〕

（1）趣旨

児童福祉法第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいないおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

（2）主催

南幌町（保健福祉課）

（3）対象児童

小学校1年生～6年生（保護者の就労家庭）

（4）定員

なんぼろ児童会 60名（南幌小学校内）

（5）保育時間

①平日（月～金曜日） 放課後～午後6時30分

②土曜日・学休日 午前8時～午後6時30分

③延長保育 午後6時30分～午後7時

（6）休所日

①日曜日・祝祭日・年末年始（12月30日～1月5日）

②悪天候等による学校集団下校及び臨時体校時

（7）保育料等

①月額保育料

②延長保育料 児童1人につき1日 100円

区分	児童会入会者数		
	1人目	2人目	3人目
生活保護者・中国残留邦人支援受給者世帯	0	0	0
ひとり親世帯で住民税非課税世帯	2,000	1,500	1,000
上記以外	4,000	3,000	2,000

※ 月の利用日数が9日以下の場合は、保育料半額とする。

(8) 事業の運営

- ①周知は小学校を通じて案内チラシを発行
- ②申込みは、教育委員会生涯学習課社会教育グループで受付
- ③教育活動推進員は参加者を名簿にて確認（名簿の確認、出席カードの押印）
- ④材料費は、教育活動推進員が出席名簿を活用し徴収
- ⑤指導内容については、一つの種目にこだわらず、多様な活動を加える
- ⑥終了後は、参加者に身の回りの後片付け及び教室等の清掃をして帰宅
- ⑦子どもたちと、積極的にコミュニケーションを図る

(9) 安全管理

- ①指導中は、道具(特に刃物)の取扱いに充分気をつけるよう注意を払う
- ②子ども達の動向に充分配慮し、けがのないように指導する
- ③万一、事故が起きた場合は、つぎのとおり対処する
けがの状況を確認
けがの処置(応急の救急箱は事務局で準備)
重大な事故については、救急車を呼ぶなどの処置をする
重大な事故の場合は状況について保護者、担当者へ連絡する
- ④子どもが帰る際は、一言掛けるなど安全に配慮する
- ⑤緊急時の対応は別途マニュアルを作成する

(10) 運営委員会の設置

- ①放課後子どもプランの運営方法等を検討するため運営委員会を設置
- ②運営委員会では、事業計画の策定、安全管理方策、広報活動方策、生涯学習サポーター等協力者の人材確保方策、活動プログラム企画、事業実施後の検証・評価等について検討

(11) その他

- ①教育活動推進員は、氏名、生年月日、住所等を指導した時に用紙に記入
- ②事業の運営や安全確保のため、学校との確認書を別途作成

(12) 利用児童数の推移（年間平均登録児童数）

	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
人数	60	59	59	61	58	46	45

〔放課後子ども教室推進事業〕

(1) 趣 旨

町内の小学校区において、放課後等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに多様な文化活動やスポーツ活動、地域住民との交流活動等の取組みを実施することにより、社会全体で子どもを育む環境を充実させ、地域の教育力の再生を図る。

(2) 主催

南幌町教育委員会

(3) 期間

平成28年5月～平成29年3月

(4) 場所

南幌小学校区南幌小学校、夕張太ふれあい館、スポーツセンター、ぼろろ

(5) 対象学年

小学生（1年生～6年生）

(6) 募集方法

- ①小学校を通じて案内チラシの配付
- ②公共施設等でのポスター掲示

(7) 事業内容

- ①昔のあそび
- ②軽スポーツ
- ③文化活動
- ④レクリエーション
- ⑤学習活動
- ⑥その他（合同開催）

(8) 指導者等

■コーディネーターの配置（元高校の先生を選任で配置）

- ①地域における活動の場の開拓、各種プログラムの企画、提案、実施
- ②地域における個人、学校、団体等からの活動希望に対する相談、アドバイスなど
- ③事業に対する情報収集・提供
- ④指導者との連絡・調整

■教育活動推進員の配置

- ①事業実施に関わり、活動プログラムを実践
- ②子どもたちの安全管理を図る

(9) 事業の運営

- ①周知は小学校を通じて案内チラシを発行
- ②申込みは、教育委員会生涯学習課社会毅育グループで受付
- ③教育活動推進員は参加者を名簿にて確認（名簿の確認、出席カードの押印）
- ④材料費は、教育活動推進員が出席名簿を活用し徴収
- ⑤指導内容については、一つの種目にこだわらず、多様な活動を加える
- ⑥終了後は、参加者に身の回りの後片付け及び教室等の清掃をして帰宅
- ⑦子どもたちと、積極的にコミュニケーションを図る

(10) 安全管理

- ①指導中は、道具(特に刃物)の取扱いに充分気をつけるよう注意を払う
- ②子どもたちの動向に充分配慮し、けがのないように指導
- ③万一、事故が起きた場合は、つぎのとおり対処する。
けがの状況を確認

けがの処置(応急の救急箱は事務局で準備)

重大な事故については、救急車を呼ぶなどの処置をする

重大な事故の場合は状況について保護者、担当者へ連絡する

④子どもが帰る際は、一言掛けるなど安全に配慮する

⑤緊急時の対応は別途マニュアルを作成する

(11) 運営委員会の設置

①放課後子どもプランの運営方法等を検討するため運営委員会を設置

②運営委員会では、事業計画の策定、安全管理方策、広報活動方策、生涯学習サポーター等の協力者の人材確保方策、活動プログラムの企画、事業実施後の検証・評価等について検討

(12) その他

①教育活動推進員は、氏名、生年月日、住所等を指導した時に用紙に記入

②事業の運営や安全確保のため、学校との確認書を別途作成

[遊びの達人教室]

(1) 設置年

①平成17年度より「あそびの達人教室」として開設

(2) 開設会場数

①平成17年度～23年度、3会場で開催

②平成24年度 小学校の統廃合を機に、2会場となる。

④平成27年度 稲穂地区の児童の減少により、1会場となる

(3) 参加申し込み児童数

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
H28	28	24	18	10	9	4	93
H27	28	21	16	14	5	3	87
H26	41	33	20	13	3	4	114
H25	38	25	26	5	7	4	104
H24	31	36	17	14	9	7	114

(4) あそびの達人教室の指導者

①「南幌町生涯学習サポーター」の登録者に指導を依頼している

②「南幌町生涯学習サポーター」登録数 個人～59名 団体～11団体

(4) 指導に当たって

①指導者の合言葉として、子どもが真ん中、一日一回キャーッと叫ばせよう、ヤッター感を持たせよう、本気度とスピード感

②子どもたちに、取り組むきっかけ作りを与えるため、うまくできないから、下手だからやる、少し上のレベルを体験させる、普段なかなか体験できないこと、見ることができないことにふれさせる

③成果として、興味を持った、体験したことをきっかけとして、スポーツ少年団活動に加入、郷土芸能(和太鼓や踊り)を習いだした子どもがいる

(5) 実施内容の予告

- ①月刊 「あそびの達人教室カレンダー」を作成し、全校生徒に配布
- ②週刊 「お知らせ」のプリントを、あそびの達人教室参加児童に配布（年間120号）

(6) 工夫しているところ

- ①参加児童が60名～70名なので、二つのグループに分け三教室で実施。教室に指導者と活動内容を固定し、活動時間を決めローテーション方式をとり、子どもたちは3つの内容を体験する
- ②活動内容により、学年を縦横割りにする
- ③1教室に2～3名の指導者を配置。その内の1人はチーフとなり、指導案を作成
- ③指導者打ち合わせ資料として毎回、時程の入った予定表を作成し、開始前に打ち合わせをする

(7) 特別教室・特別コーナー等の実施

- ①「あそびの達人特別教室」として、普段の活動では体験できない学習会。調理実習・施設見学などを、休日や夏休み、冬休みを使って実施する。親子で参加できる内容も取り入れる
- ②ステージではなくて、舞台ではなくて、子どもたちの目の前で本物を体験してもらう「あそびの達人教室ステキな12分 本ものにふれてみよう」を平成26年度から実施
- ③特技をもつ子どもが、みんなの前で披露する「きょうの達人」を平成26年から実施

(8) 実施するうえでの課題

- ①農業に従事している生涯学習サポーターが多いため、夏季の指導者の確保について
- ②保管場所と会場とが離れていること、毎回の搬入量が多い
- ③冬季になると学童クラブを退会する児童が増え、学童クラブ退会児童の傷害保険型入について残りのあそびの達人実施回数が少ない中で、再登録させるか
- ④長期休業中の特別教室開催時のスクールバスの運行経路について
- ⑤冬季における屋外種目を実施したが、大型の除雪機、スノーモービルなどの手配、会場づくりが大変
- ⑥特別支援児童の扱い
- ⑦教室終了後の全員下校として、毎回子どもたちの全員下校を確認している。時折ではあるが、全員下校に時間を要する（下校できずにいる児童の家庭に電話連絡している。勤務の都合で迎えが遅れている、忘れていたなどが理由。児童を家庭まで送り届けることもある）

管外行政視察（上富良野町、7月6日）

上富良野町は、文部科学省が平成19年度より全国の市町村が実施主体となり、放課後や週末等の子どもたちの安心・安全な活動拠点（居場所）を設け、子どもたちに様々な活動を行う機会を提供する「放課後子供教室推進事業」（放課後子供プラン）を推進し、平成27年4月から、国の「児童福祉法」の改正に伴い、条例、規則を制定し、既存の放課後事業「放課後スクール」と「放課後クラブ」の見直しを図り、子育て支援の推進を基本に、子どもたちが放課後に「安全で安心して過ごせる居場所」として新たな放課後事業を

実施している。

〔放課後子ども教室〕（放課後スクール）

（１）事業目的

学校の余裕教室などを活用し、安全・安全な子どもの活動拠点を設けて、地域町民の参画を得ながら、スポーツや文化活動、交流活動を推進し、児童の体験や交流を行う。

（２）運営

上富良野町教育委員会

（３）対象児童

小学校１年生～６年生（上富良野小学校、上富良野西小学校）

学年	１年生	２年生	３年生	４年生	５年生	６年生	合計
人数	46	38	24	20	17	14	159

（４）開設日程

毎週月～金曜日 放課後～１６時００分まで

（５）休所日

①学校休校日、日曜日、国民の祝日

②特別の事情や教育委員会と学校との協議により臨時的に休業する場合がある

（６）実施場所

①上富良野小学校

②上富良野西小学校

（７）帰宅方法

放課後スクール終了後、各自で帰宅。

（８）登録費

児童(年間(年度内)) 1人 1,200円

（９）指導者等

①放課後スクールの指導者等は、教育委員会が委嘱し謝金を支払い

②コーディネーター、教育活動推進員、教育活動サポーターは、委員会に申し込み、審査の上指導員等として登録

〔放課後児童健全育成事業〕（放課後クラブ）

（１）事業目的

放課後及び長期休業中に、児童の適切な遊びや生活の場として、放課後児童健全育成事業を実施し、安心して子育てができる環境づくりと児童の健全な育成を図ることを目的とし、学校内施設等を利用して実施する。

（２）運営

上富良野町教育委員会

(3) 対象児童

小学校1年生～6年生(登録条件を満たす児童)

学年	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
人数	41	35	29	13	1	1	120

(4) 開設日

- ①毎週月～金曜日(登校日) 放課後～午後6時、
- ②土曜日・長期体校日・学校体校日 午前8時～午後6時
- ③延長利用時間(小学校休業日) 午前7時～午前8時、午後6時～午後6時30分

(5) 休業日

- ①日曜日・国民の祝日・年末年始(12月31日～1月5日)
- ②特別の事情や教育委員会と学校との協議により臨時的に休業する場合有り

(6) 実施場所

上富良野小学校

(7) 通所及び終了後の帰宅について

- ①上富良野西小学校・東中小学校の児童についてはスクールバスで移動
- ②放課後クラブ終了後の帰宅は、保護者が放課後クラブまで迎えに来る

(8) 登録条件

- ①就労等により、留守家庭となる児童。(未就労となった場合の世帯児童は利用対象外児童となり、利用を一時停止)
- ②町税等滞納者には、行政サービスの制限措置等に関する条例に基づく登録制限有り

(9) 保育料等

- ①利用料 児童一人あたり 1カ月1,000円
- ②延長利用料 児童一人あたり 1回30分につき100円

(10) 放課後クラブに配置する職員

- ①放課後児童支援員(放課後における健全な児童の遊び及び生活を支援)
利用児童40人に対し1人以上
- ②放課後児童支援補助員(放課後児童支援員を補助し、児童の遊び及び生活を支援)
利用児童40人に対し放課後支援員を含め2人以上
- ③その他隊要な職員(放課後クラブの運営に隊要な業務)
必要人数

第5 所感

本町の子ども交流センターは、学童保育と放課後子供教室及び一般開放を一体化し、士幌小学校児童等の放課後の居場所づくりとしての目的をもって整備され、平成28年度より事業運営されている。この施設の完成により、子どもたちの安心・安全な放課後の居場所が更に充実された。

南幌町では、少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化及び家庭や地域の子育て機能・

教育の低下など取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後等に子どもたちが安心して活動できる場の確保を図ると共に、次世代を担う児童の健全育成を支援することを明確な目的としており、コーディネーターを選任で配置し、地域の様々な活動を地域サークルとの連携の中で、郷土文化の伝承や昔の遊びなどを取り入れた地域密着型の活動が印象にのこった。

上富良野町では、既存の放課後事業「放課後スクール」と「放課後クラブ」の見なおしを図り、子どもたちが放課後に「安全で楽しく安心して過ごせる居場所」として、新たな放課後事業を実施している。

放課後クラブ支援体制は、1年生主体と2年生以上に分け、元小学校校長を社会教育指導員として配置。体制に見合った指導員、支援員、補助員を確保するなど支援体制の充実、強化が図られていた。更には、公設学童保育では基本的に学習指導は行わない方針だが、クラブ事業の一環として学習タイムを設置、また規律を重んじるなど、家庭で過ごすのと同じような「放課後の生活の場」として取り組んでいた。

両町とも、様々な活動を通して、結果的に子供の学習能力・運動能力を引き出すようなメニューが企画運営され、それらが子どもたちの長所を見つけ、伸ばし、意欲を引き出し、その後の学習・スポーツ少年団・クラブ活動に繋がっており、当町においても、教育委員会が主管となり、学童保育と合わせて放課後教室、一般開放にも取り組むことから単に放課後児童の受け皿のみならず、日課表を作成し、時間のメリハリをつける、学習タイムを設定するなど、基本的な生活習慣を身につけながら多方面にわたっての充実が図られるよう望むものである。また、教育・子育て支援は子育て世代にとって関心があり、放課後の居場所作りから更に進み、楽しみながら学力・運動能力・コミュニケーション能力の発達を目指すような取り組みができれば子育てのしやすい町として移住・定住にも繋げていけるものと考ええる。

しかし、子ども交流センターの取り組みは、初の事業であり教育委員会の方針、成果設定等課題も多いと感じた。特に、現地視察時に開催されていた放課後子ども教室「キッズイングリッシュ」では、参加児童数に対して、指導員も教育委員会から3人の職員が追加されての開催であり、委託している事業者(温真会)の指導員だけでは対応しきれないと懸念する。今後は、視察した両町のようにコーディネーターもしくは社会教育指導員の配置、指導員等の確保と地域ボランティアの育成が必要と考える。

いづれにしても、円滑な事業運営を展開するために、関係機関との連携により、子どもの発達段階に応じつつ可能性を引き出す場となり、保護者が安心して、子育て・教育と仕事等を両立できるよう支援する事業運営を期待する一方で、子ども交流センターの活動が充実するほど、へき地校との格差という問題が発生するのではないかという懸念もあり、住民サービスの公平性という点で一考を要すると感じた。